

宇都宮市木造住宅耐震改修補助金  
(省エネ基準適合に係る誓約書)

令和 年 月 日

(誓約者)

住所

氏名

印

TEL

( )

※本人の自署の場合は、押印を省略できます。

宇都宮市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付要件に、令和4年4月1日から耐震建替え後の住宅に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物のエネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が追加されました。

私は、以上について理解し、耐震建替え後の住宅について、省エネ基準に適合させることを誓約します。

耐震建替え後の住宅が、「省エネ基準に適合しないとき」及び「完了実績報告時に必要な外皮性能基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に適合していることが確認できる書類を提出できないとき」は、補助金の交付決定が取り消されても異議ありません。

(完了実績報告時に必要な書類)

建替え後の住宅について、外皮性能基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に適合していることが確認できる書類

(主なもの)

- ・BELS 評価書（外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準とも適合しているもの）
- ・品確法に基づく性能評価書（断熱等級性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のもの）

※品確法：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

- ・建築士（設計者）が発行する省エネ基準への適合性に関する説明書（外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準とも適合していることか確認できる計算結果等を含む。）

・その他、外皮性能基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に適合していることが確認できる行政庁発行の認定通知書等

※省エネ基準の適合証明等が、計画・設計時のものである場合は、完成建物についても適合していることが確認できるものを併せてご提出ください。